

亜鉛に係る上乗せ排水基準の制定状況（20都道府県）

<一律排水基準（5 mg/L）より厳しい数値の設定状況>

規制値	都道府県名（設定状況）
0.5mg/L	北海道（伊達海域、非鉄金属製造業）→規制対象事業所なし
1.0mg/L	福島県（水域別、非鉄金属製造業） 茨城県（水域別、下水終末処理場及び新設全業種） 千葉県（昭和51年7月1日以後、排水量別、業種指定） 神奈川県（水域別、全業種） 山梨県（全水域、ほぼ全業種） 静岡県（水域別、水域により適用年が異なる、業種指定） 滋賀県（全水域、全業種） 和歌山県（水域別、排水量別、水域により適用年が異なる、一部水域を除き全業種）
1.5mg/L	北海道（余市川、非鉄金属鉱業） 静岡県（下水処理区域外の狩野川、昭和48年3月31日前、業種指定） 兵庫県（水域別、水域により適用年が異なる、業種指定）
2.0mg/L	福島県（水域別、全業種） 岐阜県（神通川、昭和47年7月1日前、業種指定） 静岡県（水域別、水域により適用年が異なる、業種指定） 和歌山県（水域別、排水量別、昭和49年11月1日前、一部水域を除き全業種） 長崎県（水域別、全業種）
2.5mg/L	北海道（支笏湖、非鉄金属鉱業）
3.0mg/L	北海道（伊達海域・石崎川、非鉄金属鉱業） 千葉県（昭和51年7月1日前、排水量別（一部除く）、業種指定） 神奈川県（水域別、全業種） 長野県（全水域、排水量別、業種指定） 静岡県（水域別、水域により適用年が異なる、業種指定）
4.0mg/L	北海道（堀株川、非鉄金属鉱業） 福島県（水域別、全業種） 宮崎県（五ヶ瀬川水域、業種指定）

※自治体によっては、上記と同数値ですそ下げを行っている場合もある。すそ下げ状況は別添表参照。

<排水量のすそ下げ（50m³/日未満）の設定状況>

規制値	都道府県名（設定状況）
1.0mg/L	福島県 30m³/日以上（一部水域10m³/日以上） （水域別、非鉄金属製造業） 茨城県 20m³/日以上（水域別、下水終末処理場及び新設全業種） 千葉県 30m³/日以上（昭和51年7月1日以後、排水量別、業種指定） 山梨県 20m³/日以上（全水域、ほぼ全業種） 滋賀県 10m³/日以上（全水域、全業種）
1.5mg/L	兵庫県 30m³/日以上 （水域別、水域により適用年が異なる、業種指定）
2.0mg/L	福島県 30m³/日以上（水域別、全業種） 長崎県 50m³/日未満（水域別、全業種）
3.0mg/L	千葉県 30m³/日以上 （昭和51年7月1日前、排水量別（一部除く）、業種指定）
4.0mg/L	福島県 30m³/日以上（一部水域10m³/日以上）（水域別、全業種）
5.0mg/L	山形県 20m³/日以上（水域別、業種指定） 栃木県 30m³/日以上（一部業種15m³/日以上）（全水域、全業種） 群馬県 10m³/日以上（全水域、全業種） 千葉県 10m³/日以上30m³/日未満（水域別、全業種） 東京都 50m³/日未満（全水域、設置年月日によって規制対象となるものとならないものがある） 長野県 50m³/日未満（全水域、業種指定） 静岡県 50m³/日未満 （水域別、水域により適用年が異なる、業種指定） 大阪府 30m³/日以上（水域別、全業種） 兵庫県 30m³/日以上 （水域別、水域により適用年が異なる、業種指定） 山口県 50m³/日未満 （水域別、業種別、業種によっては10m³/日未満を適用外）